

第18回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月7日(金) 午後1時30分から午後4時30分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

- 議案第144号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 議案第145号 農地移動適性化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第146号 非農地証明願について
- 議案第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第148号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第149号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第150号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 議案第151号 和解の仲介申立について

6. その他

- 1) 農地移動適性化あっせん申出取下願について（報告）
- 2) 農地法第3条第1項の規定による許可の取消について（報告）
- 3) 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について（報告）
- 4) 農地改良届出（三役協議分）について
- 5) 営農面談ヒアリング資料について
- 6) 農地対策委員会A班報告について
- 7) 農政対策委員会報告について
- 8) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（7月認定分の資料）
- 9) 今後の予定について
- 10) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	芝	崎		僚

事務局 西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。よろしくお
願いします。

職務代理者 皆さん、こんにちは。
長い梅雨も終わりました、暑い日が続いております。熱中症には十分注
意されまして生活してもらいたいと思います。

それから、新型コロナウイルスがまた増えておりますし、糸島でも連日
感染が確認されておりますので、十分注意されながらこの夏を乗り切っ
てもらいたいと思います。

それでは、ただいまより第18回糸島市農業委員会総会を開催いたしま
す。

本日は委員全員が出席しております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたしま
す。

本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農
業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業
委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局 ありがとうございます。
会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名を
お願いいたします。

議長 — 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。三苫幹治委員と松尾幸子委
員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。事務局。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。
議案第144号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取につい
て」御審議をお願いいたします。
担当者のほうより説明をお願いいたします。

農業振興課 農業経営改善計画の新規認定申請が法人から1件あっております。

【議案書に基づき読み上げて説明】

農業委員会からの御意見を頂きたいと思っております。よろしくお願
いいたします。

議 長

ただいま農業振興課のほうより説明がありました。認定農業者の新規ということで、皆様方の意見、質問をお伺いします。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、異議なく同意するという方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第145号「農地移動適性化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

内容につきましては説明させていただきます。

あっせんの受付番号です。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、あっせん推進委員の指名をいたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、しばらくの間時間を取りたいと思います。譲受候補者の指名をよろしくお願いいたします。

(休 憩)

議 長

それでは、譲受候補者の発表をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

事務局のほうより再度確認をお願いいたします。

<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>【地区別にあっせん委員を指名】</p> <p>それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、次の議案に移ります。事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の10ページをお願ひいたします。 議案第146号「非農地証明願について」御審議をお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、非農地証明願につきまして、まず番号1番を推進委員の方、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>推進委員</p>	<p>議案書10ページをお願ひいたします。 議案第146号「非農地証明願について」報告いたします。 7月29日に現地調査を行いました。 受付番号1-1番。</p> <p>【議案書に基づき読み上げて説明】</p> <p>審査の結果、議案書の13ページをお願ひいたします。現地調査説明資料の1ページと2ページをお願ひいたします。 現地は杉の植林もあり、山林化していました。農地への復元が困難であると言える状況です。 この申請については非農地であるという意見を取りまとめました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>推進委員</p>	<p>それでは、1-2と1-3も一緒に続けてお願ひします。</p> <p>続きまして、受付番号1-2番。</p>
	<p>【議案書に基づき読み上げて説明】</p> <p>審査結果、議案書の13ページの地図をお願ひいたします。現地調査説明資料の3ページと4ページをお願ひいたします。 現地は面積が狭く、一方が急傾斜で梅などが植わっておりました。農地への復元は可能と思われましたが、周囲の状況から見て、農地として復元しても、継続して利用することが困難であるとの意見も出ました。</p>

この申請につきましては意見がまとまらず、第1調査部会に申し送りしました。

続きまして、受付番号1-3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果、議案書の13ページの地図をお願いします。それと現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いいたします。

現地は山林化しており、農地への復元が困難であるという状況でした。

この申請については非農地であるという意見を取りまとめました。以上です。

議長

続きまして、番号2番、3番を続けて推進委員の方、お願いいたします。

推進委員

議案書の11ページをお願いします。

7月29日に調査を行いました。

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の16ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の7ページをお願いいたします。

現地は雑草が生えてはいるものの、農地への復元が困難であるとは認められないという状況でしたのでこの申請については非農地とは認められないという意見を取りまとめました。

受付番号3番に移ります。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の18ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。

現地は竹林化しており、農地への復元は困難であるという状況でした。

この申請については非農地であるという意見を取りまとめました。以上報告です。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号4番、5番につきまして、推進委員の方、よろしく願いいたします。

推進委員

議案書の1.1ページと1.2ページになります。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の20ページの地図をお願いします。あと調査資料の11、12ページをお願いします。

現地は古い倉庫が建っておりました。昭和58年に4条許可を取っておりまして、建築物の敷地として20年以上経過していることを確認しました。

この申請については非農地であるという意見で取りまとめました。
続きまして、5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の22ページと調査説明書の13ページ、14ページをお願いします。

当日、所有者の方がいらっしゃいましたのでお話を伺いましたところ、現地には、昭和30年代にはパン工場が建っておりまして、現在は広範囲にわたりその当時の建物の基礎が残っておりました。

よって、この申請地についても非農地であるという意見を取りまとめました。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号1-2につきまして、保留ということで調査部に回しております。調査報告をお願いいたします。

調査部会長

推進委員から引継ぎを受けました案件です。

受付番号1-2ですが、現地は確かに耕作地ですけど、傾斜地で耕作できる土地がありません。これを農地として残しても、もう誰も耕作してくれる人もいないし、継続した利用もできないでしょうということで、これは非農地だということで判断しております。以上です。

議長

ただいま調査部会のほうより非農地証明願が認定相当だというような結果になっております。

それで、皆様方の意見、質問をお伺いしたいと思います。何か意見、質問がありましたらお願いいたします。

ありませんでしょうか、どうぞ。

農業委員 番号の5番ですね。30年代にパン工場が存在していた、その基礎だけが残っているということなのですが、当時は転用届とか何かは出ていなかったんですか。

議長 事務局。

事務局 30年代という話が今出ましたけれども、転用の書類自体は不存在でございます。

申請人がつけてきた航空写真もあるんですけど、こちらでも国土地理院の航空写真で見たところ、1979年から1983年の分にも、昭和54年ですかね、この分にも形跡がございました。

おっしゃった転用手続、許可云々については古い案件で受付自体が確認できないということで、はっきりした回答は申し上げられません。以上です。

議長 ほかに何か意見、質問がありましたら。どうぞ。

農業委員 受付番号4番ですね。

これ写真だけ見ると、建物と畑、割合的なものがあつたんですけど、建物だけが20年以上建っているということで、この面積というか、この建物が建っていないところを含めてということですかね。

12ページの写真ですね。建物に対しての非農地証明ですか。

議長 あれは全部、あそこは三角全部と言いやらんやった。

事務局 別添資料の11ページにも書いておるんですけど、写真の隣ですね。こちらは昭和58年の12月1日付で、筆全体を4条許可を取ってあるという状況でございまして、今倉庫が建っておる状況が許可の内容であったと思われまます。願い出は転用許可を取った筆で提出されており、願い出の内容で御判断していただくことになります。

農業委員 写真だけ見ていたら、畑みたいなのころのほうが多く見えるから…。

事務局 おっしゃるように、農地転用の手続を取っていないところにつきましては、作物があつた部分とか、1筆のうち作物があるから全筆の非農地証明は認められないというのは過去にあつたかと思ひます。

ただ、この分につきましては、転用許可を取った上での転用計画がこの内容だつたということですので、一部農地化しているからとかという部分はどうかと思つておる状況です。

議 長

ここを全部4条許可で取っているということで、農地といいますか、何も作っていないところが多かろうが、この範囲で全部を4条許可で許可しておいたというふうなことで、この建物が建って、ちょっと空きが多いですけれども、そのときに登記をしておけば、もう非農地といいたししょうか、雑種地なり宅地で変更されたんですけれどもしていなかったの、今回一緒にしたというような経過です。

よろしいですかね。

ほかに何か意見、質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、2番が非認定相当ということで出ております。これを除いた番号1番、3番、4番、5番につきまして認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、番号2番につきまして非認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次の案件に移ります。事務局。

事務局

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第147号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、農地法第3条に係る許可申請ということで、番号1番をお願いいたします。

農業委員

議案第147号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」。

受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長 続まして、番号2番をお願いいたします。

農業委員 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上です。

議長 続まして、番号3番をお願いします。

農業委員 受付番号3。

【議案書に基づき読み上げて説明】

これは、今埋立てになっていますけど、埋め立てられる前に石垣を積んであるんですよ。それで埋め立てて、恐らくきちっと確定測量をしたら、その石垣が不動産屋の所有地になっていたということで、裁判になって平米1万円ほどで買ってあります。以上です。

議長 続まして、4番をお願いいたします。

農業委員 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

これは、私も現場に行ってみましたけど、もうかなり山林化しており、近所にはそこを購入予定ということで、現場に、仕事はしていませんでしたけれども、もう重機の小型が来てから、いつでもこの契約ができれば伐採というふうな形になっておりました。

それとまた、この近所にこの申請人が買ってあります。そこは今、伐採いたしまして、風よけの植林がなされているだけの土地です。以上です。

議長 それでは、番号1番につきましては住宅に附属する農地の取得ということで、調査部会のほうより面談を行っております。面談報告をお願いいたします。

調査部会長 議案書の95ページから資料をつけております。

今年の4月の総会で、住宅に附属する農地として指定を受けた農地の農

地法第3条の許可申請が提出されましたので、面談を行いました。

申請人は、福岡市で和食店を経営されており、営農としては大根やレタス、鍋料理に使う野菜の作付やミカンも一部作付する計画だそうです。

現地のほうは、さきの総会で指摘していた竹の伐採はされており、併せて土の入替えを含む土壌管理をされ、3段の農地を形成されていました。

御本人は長年料理に携わっており、食材の興味や勉強を兼ねて、配偶者と2人、作物を作りたいとおっしゃっていました。

第1調査部会としては、今後の竹の管理はもちろんのこと、草との闘いをしっかりやってくださいとっております。

ここは、元はビワとミカンが植わってありました。今は耕作放棄地になって、なくなっていますが、ビワをまた植えたいとあってありましたけど、ビワはやめたほうがいいとっております。猿の餌になりますので、ミカンも猿が食べないダイダイとか、ユズとか、レモンとか、そういうのがいいと指導しております。以上です。

議 長

ただいま3条による説明がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員

2番ですけれども、こちらは親子関係ですか。

農業委員

親子関係になります。

議 長

それから、推進委員さんも何か質問、意見があったらどんどん出してよろしゅうございますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何か意見、質問がありましたらお願いいたします。ないでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

審査基準をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の許可につきましては、議案書の24ページに載っております7つの審査項目によって判断いたします。こちら1つでも「はい」に該当した場合につきましては、原則として許可ができないということになっております。

こちらの1番以外につきましては、全て「いいえ」に該当しております。また、1番につきましては住宅に附属する農地ということで、下限面積の特例を受ける農地となっておりますので、「はい」に該当する部分につきましてはクリアするものとなります。以上、書類審査上では許可相当

で言えるという内容でございます。以上でございます。

議長

それでは、採決に移りたいと思います。

第3条につきまして、許可と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

それでは、次の議案に移ります。

事務局

議案書の29ページをお願いいたします。

議案第148号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、第1調査部会のほうが担当ですので、報告をよろしく願いいたします。

調査部会長

議案第148号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の30ページの地図と別冊の15ページと16ページもお願いいたします。

申請地は水はけが悪く、荒廃しており、その解消のための農地改良の申請となっております。でも、これは買ってから全然耕作はしてありませんでした。

農地区分は第1種農地ですが、一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。ただ、申請地のすぐ東側には住宅があり、工事期間が5年の計画であることや、住宅の半分以上の造成高になること、また申請地内の排水計画が定まっておりません。後々のトラブル防止のため、隣地居住者の工事同意書などの書面の提出や排水計画図の差し替えを指示していましたが、提出がない状況です。

第1調査部会としては、審議する資料が不足しているということから継続審議と判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の35ページの地図をお願いします。別冊の17ページと18ページもお願いします。

昨年12月2日の農振の除外ということになっております。農振区分は第3種農地で、問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課からの特に支障となる意見もなく、周辺農地の影響がないことから許可相当と判断しています。

以上、4条を終わります。

議長

ただいま報告がありました。

何かこれにつきまして質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、事務局のほうより許可申請に係る基準の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条の許可申請につきましては、27ページに載せております一般基準と29ページに載せております立地基準によって判断するものですが、一般基準につきましては「該当なし」「適当」という内容で問題はございません。

29ページの立地基準につきましては、1番につきましては農地の広がりから第1種農地という判定になりますけれども、こちら農地改良に伴う一時的な転用行為という内容でございますので、不許可の例外に該当するものでございます。調査部会のほうからの意見として継続審議ということですが、立地基準上はクリアしているものでございます。受付番号2番につきましては、こちらは第3種農地の判定です。こちらが高速自動車道の降り口から300メートル以内の土地ということで第3種農地という判定でございまして、第3種農地につきましては原則許可ができるということでございますので、こちらのほうもクリアしておると。

以上、立地基準、一般基準合わせまして、この2件につきましては書面上では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

それでは、質問、意見もありませんので、採決に移りたいと思います。

4条の1番につきましては継続審議ということで、継続審議ということで賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員継続審議でお願いします。

続きまして、番号2番につきましては許可相当であると思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、そろそろ1時間程度になりますので、ここで35分まで休憩といたします。それでは、休憩に入ります。

(休 憩)

議 長

それでは、審議に移ります。事務局。

事務局

議案書の41ページをお願いいたします。

議案第149号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

これも第1調査部会のほうより現地調査をしております。報告をお願いいたします。

調査部会長

議案書の41ページをお願いします。

議案第149号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」報告します。

受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の44ページの地図をお願いします。それと別冊説明資料の19ページと20ページもお願いします。

申請地にはハウスがあり、それ以外の土地の農地改良申請です。農地区分は農用地区域内の農地ですが、一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課からの特に支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審議結果は議案書の49ページの地図をお願いします。それと別冊現地説明資料の21ページと22ページをお願いします。

農振区分は農用地区内の農地ですが、一時的な転用行為のため、問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課から支障となる意見もなく、周辺農地への配慮する計画があることから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の55ページの地図と別冊の23ページと24ページをお願いします。

農振区分は第2種農地です。ほかに代替地もないことから問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課から支障となる意見がないことや、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号4番。

議案書の59ページの地図をお願いします。現地説明資料の25ページと26ページをお願いします。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これは59ページの地図と25ページと26ページのほうになります。

農振区分は第2種農地です。ほかに代替地もないことから、第1調査部会としては許可相当と判断しております。

続きまして、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の64ページの地図をお願いします。別冊の27ページと28ページをお願いします。

農振区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される居住者の業務上の必要な施設であり、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課からも支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号6。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これは同じところに農業用倉庫を作るということです。

議案書の71ページの地図をお願いします。それと29ページと30ページもお願いします。

これはさっきと同じところの駐車場の隅に農業用倉庫を建てるということです。

第1調査部会としては、関係各課からの支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しております。

続きまして、受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の77ページの地図をお願いします。それと現地調査説明資料の31ページと32ページをお願いします。

これも先日の総会で継続審議としていた案件です。農地の区分は第1種農地で、不許可の例外に該当する一時的な転用行為でしたが、先月の総会でいくつか指摘しております。まず1つ目は、農地改良後の造成面積が7割減ってしまう理由、2つ目が、転用地として造成する一部が造成後の用途が不明確であること、3つ目に、申請地に取り込まれるであろう里道の用途廃止の手续が未着手であること、4つ目に、搬入する土の経緯が不明であることです。

1つ目と3つ目については議案書の79ページの計画平面図と議案書82ページの事業計画書に記載していますが、農地への出入口が申請地北側の場所からしかなくて、農作業上の安全性を考慮し、安定する勾配で計画した結果、農地の面積が減となったとのことです。ただし、農地が減少した分は原野の部分、実際2,200平米を農地として活用する計画で、作付計画書も提出されております。

また、土砂の搬入については、公共工事から出る土と、他市の事業所から購入する改良土による造成をする計画になっております。

2つ目の里道については、地元の承諾を得た用途廃止申請書を市の建設課が受け付けております。最終的には用地の払下げを受け、農地に取り込むこととなりますが、こちらの手續についても確約書が提出されております。前述の指摘に対し、書面等が提出されている状況です。

第1調査部会としては、資料が提出されており、農地面積は減りますが、耕作放棄地の解消となること、また、地元への工事の説明など済んだ状況にあることから許可相当はやむを得ないと判断しております。

以上、終わります。

議長

ただいま説明がありました。

番号3番は、それは5センチ高ですということによかったね。

事務局

はい、今回の現地のほうへ見に行った後確認を取ったんですけれども、現在の土をやり替えると。真砂土は、まず出しておいて真砂土を入れる。最終的に砂利を5センチするから、計画としては現在の高さから5センチしか上がらんというような説明でございました。

議長

他に第5条に関する質問、意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員

お尋ねしたいことがあります。

受付番号の1番と2番です。この図で造成高が高いようですが、素掘り水路とかによる、もし周辺農地に影響は考えられるのか、そういうのを伺いしたいと思います。

議長

事務局。

事務局

まずこちら、受付番号1番については、現在も素掘り水路があります。こちら47ページの計画図ですけど、これとちょっと併せて、47ページの現況図があって、48ページのほうの計画図にもありますように、現在素掘り側溝が土地の南側にあります。今回こちらを造成するに当たっては、素掘り水路を除いて造成するという計画で、こちらの素掘り水路から西側の排水路へ排水できる状況になっております。高さ的なものとしては、こちらは申請者、所有者の敷地として、ハウスが建築されているところと、高さを合わせるという申請でして、自分の農地の敷地ということで影響はないのではないかと考えています。

同じく2番の分でございます。こちらにつきましても現況平面図が51ページ、計画平面図が52ページにありますけれども、こちらは現況の水路、字図上水路はないんですけれども、現況としてこういう水の流れをこの農業の方が作っております。今回、こちらについても現在のその水の流れを壊さないように、現状の水路をかわした上での農地の造成という計画でございますので、排水関係につきましても支障ないのではないかとということで現地で見ておるところでございました。以上でございます。

議長

どうぞ。

農業委員

7番ですけど、作付面積は当初より増加すると言われていたんですが、それで県の意見はどうだったんですか。

議長

事務局。

事務局

県のほうは、やむを得ない理由があれば、そもそも面積が何割減るから許可できないとかいう基準はないということでした。別の案件でもそういう基準がないことから、許可はなされています。ただ、県のほうも今回29メートルほど造成する、かつ面積が当初3割減というところで、その理由の正当性が認められれば許可をできないということはないということですので、今回、調査部会長からもありましたとおり、その農地の入り口としては、こちら80ページが分かりやすいですかね、こちら今回申請人が代表とする事業所の施設からしか農地への入り口がないというところで、こちら一時転用の事業計画にもあります、81ページにありますとおり、入り口が申請地の北側からしかないという部分と農作業上の安全性と安定勾配を兼ねた内容で計画しておるといところでございます。県につきましては、何割減であるから許可できないということはないものかと思えます。以上でございます。

議長

ほかに何か質問、意見はありませんか。どうぞ。

農業委員

同じく7番について質問しますが、調査部会長の説明によりますと、減少分については原野を開発して、それに充てるというふうな説明があったと思うんですが、場所的にはどの原野になるのでしょうか。

議長

事務局。

事務局

78ページの字図がありますけれども、今回78ページと79ページを見比べていただきまして、79ページの黒い部分、ここの形とこの黒い部分が、実際台帳地目上は原野であったりしておるんですけれども、この黒い部分を埋め立てると。これは、この黒い部分は申請地を囲うようにできておりますが、この79ページの断面図がありますとおり、農地と原野の境がありますけれども、今回一緒に造成するということで、実際はこの黒くなった部分が農地として今後活用していくという計画が出ておるとい状況でございます。

議長

ほかに何か質問、意見がありましたら。どうぞ。

農業委員

ちょっと2点あるんですけど、まず2番の譲渡人の名義が3名になってますけど、これはどういうふうになるのか。

それともう一つ、5番です。駐車場に転用するというんですけど、こ

んなに広く要るのかという2点です。

議長

こんだけの面積が要るのか、この駐車場、5番。

事務局

まず2番でございます。こちら相続人が3名ということでございます。土地の所有者が亡くなっておりまして、土地の所有者は1名なんですけれども、今回相関図、相続人権利者の3名が確定しましたので、この相続人が貸したりをする契約を結んだということでございます。貸付人につきましては、相続人3名という内容でございます。

5番の分なんですけれども、こちらは事業計画としてこの規模が要るという部分で、農振の除外も認められてきた内容でございます。計画につきましてはトラックが5台、普通車が94台、この会社のほうが従業員85人いらっしゃいますので、こういう規模の駐車場が必要だという内容となっております。駐車台数の94台は、従業員が増えておるとい部分と、今現在3か所に分散して借地している駐車場を返還したいということで申請されています。以上です。

議長

どうぞ。

農業委員

5番と6番の件、ちょっとよく分からないんですけど、現地は大きな1枚の田んぼにしたけれども、ここですね、5番と6番というのが同じ代表取締役で、駐車場は5番の駐車場として使用されるでしょうけど、6番のほうは同じ敷地の中の一部の農業倉庫というところなんですけど、どういうふうな形でその農業倉庫を使われるのかなとちょっとお尋ねしたいと。

議長

事務局。

事務局

こちらの6番の方、昨年に農地所有適格法人の審査を農業委員会総会に諮っております。こちら現在も申請地の北側のほうに6反ほど農地を借りて農業法人として活動しておると。確かに5番のほうとは同じ代表となっておりますが、こちらのほうから独立した法人ということで、今回は、この法人の事業として必要な倉庫という内容で申請されている状況でございます。

農業委員

じゃあ、境目はしっかりしているんですね。

事務局

ですね、こちら計画図で、ちょっと見にくいかもしれませんが、ブロックで囲んでいますので、駐車場と農業用倉庫は敷地が確実に分かれておる状況です。ブロックで囲む計画でございますので、敷地は同じところ

だけ、区画は分かれておるとい状況です。

議長 ほか何か質問、意見ありましたら。どうぞ。

農業委員 7番の件ですけれども、先日の総会の際に、継続審議みたいな形で残していただきましたけれども、これを県が許可すれば、その作付がそんなふうにならうが、なからうが許可が下りることなんですね。

事務局 許可権者の判断にはなるんですけど、先ほど質問にもあったように、農地改良ということで面積が減る、減らないの制限がないのかということにも引がかかってくるかとは思いますが、以前、別の申請についての県の発言もございまして、その方がこういう農業をやりたいんだという部分について、それを妨げることが県ではできないんだという考え方をした。いわゆる許可基準上、効率をよくしないとイケないとかという基準もないということもありまして、今おっしゃられたとおり、こういう書類が出たからには、県のほうも許可基準に沿って判断されるものかと思えますので、うちのほう、調査部会の意見としてもやむを得ないのではないかという意見が出ておる状況でございます。

議長 県のほうはそういったあれはないということで、耕作者の事情だということですか。どうぞ。

職務代理者 7番目の部分で、一応水路をずっと作ってある部分で、既存水利へ排水となっていますけど、その既存水利がそういうでっかい水利があるのかな。

議長 地元委員、その辺は分かりますか。

農業委員 水利といいますか、排水のほうになってくるとは思いますけれども、この下のほうには何枚か田はありますけれども、整備をしているようなところではありませんので、その大きい排水路というのは、既存の昔ながらの排水路という感じですね。

議長 どうぞ。

職務代理者 そういう部分で、結局、これだけの段のついた中で雨が、結構ゲリラ的な雨が降る部分で崩れるんじゃないかという心配があるんですけど、そういうところは県のほうはどういう判断をしているんですか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

崩れるというところで、県のほうも安定勾配で工事しているのかというのは見るということで、今回、県のほうもその勾配を、造成のための勾配については何の基準でやっているのかというのを聞かれています。

今回、こちら申請人から出た部分につきましては、道路土工構造物技術基準という部分を採用しておいて、この部分を県のほうに提出している状況、同じ書類を提供しております。

現在、この土工の基準によるものについては県のほうも特段支障があるような意見は出ていない状況で、今回この道路土工構造物の施行基準による安定勾配だという見方をしているものかと思います。

農業委員

心配しておるのは、そういうふうで崩れた場合の責任がどこにあるかということですね。結局農業委員会が、おまえたちが許可しとるけんという部分も出てくるし、実際許可するのは県ですけど、まず崩れることはないというあれはないけんですね。

議長

そこいらは、その地元はどんなふうな、何か念書か何か入れてあるんでしょうか。どうぞ。

農業委員

覚書といいますか、ちゃんとした文書の中に3点ほどはつけております。崩れたりしたときにはすぐ修復するとか、道の場合もそうだし、地元の立入りといいますか、工事が始まった場合は、立入りはいつ何ときでも入ってもいいというふうな、何月何日に行きますじゃなくて、この地元が行けるときにいつでも行けるようなことにはしております。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、審査表の説明をお願いいたします。事務局。

事務局

農地法第5条の許可申請につきましては、27ページ、28ページに一般基準を載せておる分と、41ページから43ページに載せております立地基準というところで判定していくものでございますけれども、まず27ページ、8ページの一般基準でございますけれども、こちら、今回の申請につきましては「適当」であるとか「該当するものがない」とか、「作付計画による許可があるとか」、特段そのクリアする内容での書類上の申請になっております。

続きまして立地基準ですけれども、まず1番ですが、こちら農振農用地内の農地ですけれども、一時的な転用行為、農地改良のための転用行為ということで一時的なものでありますので不許可の例外に該当し、立地基準をクリアすると。同じく2番につきましても農振区域内の農地ですけれども、一時的な工事のために不許可の例外に該当するものです。3番につきましても、こちら農地の広がり5ヘクタールということで、その他第2種農地になりますけれども、こちら代替地がないということで立地基準はクリアするものでございます。同じく4番の分でございますが、同じく南側の土地ということで、同じく農地の広がりがなく、代替地がないということで許可できる内容となっております。5番につきましては、第1種農地ではありますが、こちら敷地自体が集落に接続しておりまして、あとは、こちら申請された会社の代表の方も地域に居住されておるというところで、業務上必要な施設のため不許可の例外に該当と判断できます。6番につきましては、こちら、今年の6月ですかね、農業用施設用地に用途変更をしておるわけですけれども、こちら農振区分上の指定する用途の目的に沿った農業用倉庫の建築でございますので、こちらのほうもクリアするという内容でございます。7番、こちらにつきましては第1種農地でございますが、同じく一時的な転用行為のため不許可の例外に該当するものでございます。

以上、一般基準並びに立地基準上の書類審査の面では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

これにつきまして、何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に移ります。

第5条につきましては、7番が皆さんからいろいろと御意見が出ておるようですので、まず1番から6番までにつきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

それでは、7番の継続審議でしておった分ですけれども、これにつきまして許可相当と思われる方、挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

議長

ありがとうございました。

議 長

それでは、次に移ります。事務局。

事務局

議案書の83ページをお願いいたします。

議案第150号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」御審議をお願いいたします。こちら所有権移転の案件でございます。

内容を説明いたします。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、内容でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

農地利用集積計画に係る承認ということで、事務局より説明がありました。これにつきまして質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の案件に移ります。事務局。

事務局

議案書の84ページをお願いいたします。

議案第151号「和解の仲介申立について」でございます。

こちら、紛争に係る和解仲介の申立書が出ましたので、農地法第25条

の規定による農業委員会の和解仲介を行うことになるという内容でございます。

和解仲介を行うに当たりまして、仲介委員の指名が必要でございますので、今回この議案におきまして仲介人を3名指名いただくという内容と、併せて、こちらちょっと議案第151号につきましては仲介委員3名に加えて立会人というのを記載しております。こちらは誠に申し訳ないんですけども、合併後の糸島市農業委員会におきまして、和解仲介という案件がございませんでした。こちら説明資料のほうにもつけておりますが、今回資料を2つ、農地法が改正文と「和解仲介の手引」という資料を準備しております。こちら、いずれにしても、仲介につきましては農業委員長が3名指名するとうたわれております。ただ、和解仲介のスタイルといいますか、立会委員を設けてはならないという規定も逆にございませんということで、こちらの立会委員2名につきましてはこの場で指名する、指名しないを決めていただきたいと思いますと思っております。

それでは、ちょっと内容のほうを説明させていただきます。

まず農地法第25条の条文をつけておりますけれども、実際、今回、議案書85ページに和解仲介の申立書がついております。

84ページに記載しておりますが、申立ての内容についてということで、こちら申出人が耕作しております対象農地でございますけれども、こちらにつきましては申出人のほうがタニシ防止の薬をまいておったということですが、今回7月の大雨によって、雨が多かったこともありますけれども、こちら相手方が耕作しておる農地のほうから雨水の流入が多かったと。これによってそのタニシ防止の薬が薄まったことが原因でタニシが大量発生し、水稻が食べられる被害を受けたという内容でございます。

申出人につきましては損害賠償の話を当初しておりまして、警察への被害届を出しております。警察のほうからも相手方に連絡を取るようという連絡は入れているようなんですけども、実際音沙汰がないという状況でございます。農業委員会の事務局のほうとしても、和解の仲介というよりは、裁判所が行う訴訟等が損害賠償の話をすれば適当じゃないでしょうかというお話をしたんですけども、相手のほうから何ら連絡がないというところがありますので、こういう話合いの場という意味合いでも和解仲介として申し立てたいんだということでございましたので、今回は、この雨水の流れ込みあたりを今後どうするのかということと併せて、隣同士ではありますけれども、農業委員会が間に入って仲介等を進めていただきたいという内容でございます。

続きまして、そもそも私のほうも仲介自体が初めてなのでちょっとあれなんですけれども、資料のほうを準備しております。「和解仲介の手引」という資料を御覧いただきたいんですけども、こちらに書いております、通常当事者からの争い事につきましては、裁判所の活動を通じて解決

するのが一般的でございます。ですけれども、農地に関する、農地の利用関係に関する紛争につきましては農地法にも和解仲介制度を設けておるといふ部分と、農家さんのほうが訴訟せんでもいいとじゃないかという部分が過去にあったようで、農地法でも農業委員会による和解仲介が設けられておるといふ内容でございます。

こちら、2ページ以降、民事訴訟であるとか農事調停、こちらにつきましては裁判所、地方裁判所が窓口となりますが、左側に丸い数字であります(三)の農業委員会等による和解の仲介という部分もありますので、今回こちらの農地法に絡む部分での和解仲介の申立てがあったという内容でございます。

こちら、ページをめくっていただきまして3ページでございますけど、このページの中ほどに仲介制度の特色と記載しておりますとおり、こちらの分については、農業委員会の和解仲介につきましては裁判所で行うような決定の仕方ではなくて、和解仲介委員がその判断によって結論を出すということではないと。あくまでもその当事者間が和解、お互いの譲歩するところは譲歩する、今後こういう紛争を行わないように約束するという場を設けるものでありまして、仲介委員の役割としては、当事者間の仲を取り持つものだというのが和解仲介制度の特色だということでございますので、やっぱり裁判所で決めるような部分とは異なってくるという内容でございます。

次に、4ページ以降に仲介手続のあらましということで載せておりますけれども、こちらのほうには仲介手続の開始という部分につきましては、やっぱり和解仲介の申立てがあった段階で動きますよという内容と、次の5ページに記載しておりますこのモデルフロー図といいますか、こういう内容で紛争が発生し、仲介の申立てがあって農業委員会が動くという内容でございます。こういう形でのイメージになります。農業委員会のほうでできなければ県知事への引継ぎも可能だということでございます。

続きまして、6ページのほうをめくっていただきまして、今回、仲介委員の指名というところで議案を提案させてもらっているわけですが、6ページの左側ですね、仲介委員の指名ということで記載があります。その中で、「なお、仲介委員は公正な立場ということが極めて重要な要素となりますから」ということで、①、②、その紛争の当事者の親族たる委員、もしくはその紛争について利害関係を有する委員につきましては仲介委員として指名することができないということが記載しているところでございます。

この内容につきましては、この農地法の部分の中の事務処理要領手続にも同じような内容が書いております。また、仲介委員につきましては、その指名を受けた互選によりまして仲介主任を決めていただかなければなりませんという部分を載せております。

ページをめくっていただきまして、7ページでございます。当然その和解仲介を行うに当たっては、仲介委員が当事者等を聞き取りするわけでございますが、農業委員会職員についても当然その場に立ち会うようになっております。

ここで申し上げたい部分につきましては、7ページの左側にあります仲介の終了、いつ仲介が終わるのかというのが記載しております。こちらにつきましては、当然県知事へ引き継いでもらうという部分でも終了します。当然和解が成立した場合、仲介の打切り、仲介申立ての取下げ、仲介手続の休止というところを書いてありますが、ページをめくっていただきまして、8ページになります。

こちらのほうには和解の仲介の打切りという部分で載せております。こちら、やはり農業委員会による和解仲介につきましては、当事者の一方でも譲歩をしない場合は和解が成立しないものというところで和解の打切りというところも可能でありますという部分と、こちら左のページになりますが、(二)番のほうですかね、合意が成立する見込みがない場合とは、どのように判断するのでしょうかという部分もありますけれども、やはりいたずらに何回も期日を重ねることも当事者のほうに有利なほうに働かない結果もあるというところでもありますので、最初のページになりますけれども、せいぜい3回までは重ねてくださいねと、こういうところで仲介のほうを継続、打切り等を判断してくださいという内容のようです。

こちら、最終的には和解の打切りという部分で、こちらの農業委員会の進め方としては、双方歩み寄りを行って、今後こういう争いがないような取決めを決めていくことになっていくかと思うんですけれども、やはり相手方の一方が損害賠償金が必要だの云々だのとなってきた場合でも、この打切りに該当してくるものかと思えます。

和解仲介の制度等につきましては、ここで内容のほうの説明を終わりたいと思えますけれども、先ほども言いましたとおり、糸島市の農業委員会になりました初めての和解仲介の申立てがあつておる状況でございます。今後の進め方につきましては、県のほうに進め方等はちょっと確認しながら進めていきたいと思っておりますけれども、まずは今回仲介委員を指名していただきまして、その指名いただいた仲介委員等によって現地、申立て内容がどういう内容なのかという、まず現地確認、現地実地によりその状況の確認という部分が最初に来るだろうと思えます。次に当事者への申立て内容等の聞き取りというところ、それを経た後に双方を含めたところでの仲介の開始、開始通知を送るという手順を踏んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長

今、事務局より説明がありました。

和解の仲介ということで、農業委員3名を指名したいと思えます。

【仲介委員を指名】

よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、3名の委員をよろしく願いいたします。
立会委員、この立会人というのはどういう立場の立会人なんですか。

農業委員

その前にこの中身をもう一度聞きたい。

事務局

こちらの現地に行かないと……。

農業委員

自然災害だからね。

農業委員

まず原則として、農業委員会は積極的に解決等にはもう入らないよ、双方から進んであったときに、初めて農業委員会がこういうふうに入りますよということが原則じゃないですか。

事務局

そうですね、結局紛争が確定して、それに対して当事者の一方から仲介の申立てがあった場合についてはというところにはなってくるかと思いません。

農業委員

今申し立ててあるんでしょう。

事務局

そうです。

農業委員

ジャンボタニシがどうのこうのと、雨水が流れ込んだよと。申出人の主張として。土地の所有者は申出人ではないんでしょう、この土地を、タニシ防止をしてあるのは別の方なんでしょう。

事務局

はい、別の方が所有していますが、耕作しているのが申出人ということです。

農業委員

損害賠償を求めていると思うけど、警察が相手へ電話するようとか、連絡するようとか、こんなあったけど一度も相手方は何も言うてきていないんでしょう、申出人には。

事務局

そうですね、今回、申出人のほうがちらの、86ページに地図がありますけど、相手方のハウスから水が来た。これが原因で稲がタニシに食われたというところでの申立てで、この状況を何とかしてもらいたい。水が来ないようにしてもらいたい。また、当初の話では、被害を受けた分についてはちょっと慰謝料ないし損害賠償もしたいんだという意向は当初はあったようですが、今回の申立てに至っては、今後の分も含めて事実確認ないし相手方の意見をちょっと聞きたいんだというところでの申立てが上がった。

農業委員

一方で、申出人は相手方に対して和解する云々じゃなくて、まずどういう状況か、今後どうするかとか、そういう話合いをしたいということ。

事務局

そうですね、当初は弁護士のほうにも相談するとかおっしゃってあったようですし、当然被害届を警察のほうには出しているそうです。この被害届での内容なので、警察のほうから被害届が出た相手方のほうから、申出人のほうに連絡を取らんかと、このままじゃあ長引くよみたいところで連絡は行っているようなんですけれども、申出人はそう聞いていますけれども、なかなか相手方のほうから自分に連絡がないから、話合いの場を持つこともできないんだという意味合いも含めております。

農業委員

この場所は、用排水工事はできておるかな。

事務局

現地を見ないと分かりません。

議長

ちょっと現地確認をしてもらわんと、ちょっと分からんとですね。どうですかね、立会人はどうしますか。

農業委員

立会人は要らんとじゃないですか。

事務局

3人とも第三者やけんですね。

農業委員

立会人するなら農業委員じゃないといかんと。

議長

立会人は要らないのかなと思いますが、よろしいですかね。立会人は要らないということで。

(「はい」と言う者あり)

議長

じゃあ、そういう形でどうですかね、なかなか難しい、難しいところは

難しいんですけども。(発言する者あり)これからどんなふうにしてそれを、排水路がどこにあるのか、また今年のような雨で、多分あの辺は全体がつかっていたと思います。あの辺はすぐつかるとはですね。なので、そのどっちが悪いかというのが言い難いんですけどね。

今後どうしたら排水路に流すものか、またあるのか、そして、そんなふうにはハウスからの水をよその田んぼに入れなくて自分の排水路といいますか、独自につけてよそに迷惑がかからないように、そういった協議を持っていただきたいなというふうに思っております。

議長

それでは、今、3名の委員を指名しました。これでよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

議長

それでは、その他のほうに入りたいと思います。事務局のほうからお願いいたします。

事務局

その他に入りまして、議案書の87ページでございます。

こちらあっせん申出の取下げについての報告でございます。

こちらの2つの案件につきましては、さきの推進機構売買のためにあっせん申出を取り下げたという内容でございます。

次のページ、88ページでございますが、こちら農地法第3条の許可の取下げというところで取下げ書が上がってきております。

こちら、今年の5月8日総会で所有権移転という部分で3条許可相当で許可書を発行しておったんですけども、詳細な理由は書いておりませんが、売買契約を解除したことにより許可の取消しをお願いしたいということで取消し願が出ておるという状況でございます。

89ページですけども、こちらにつきましては、農地法4条に該当する部分の2アール未満の農業用倉庫ということで、農地法施行規則第29条第1号の届出が出ております。

90ページに位置図と91ページに字図、92、3ページに申請地に農業用倉庫を建築したいということでございます。

なお、こちらにつきましては2アール未満の農業用倉庫の届出につきましては、敷地が広がっていった場合でも2アール未満であれば届出で許可が不要だという内容でございます。こちらの93ページを見て、倉庫が2つあるとかいなと思われるかもしれませんが、1つ、この分が片づけば、また2アール未満であれば許可不要な内容でございます。老朽化した倉庫につきましては撤去という旨は聞いております。以上でございます。

次に、94ページでございます。

こちら農地改良届ということで、7月17日に三役協議により農地改良届出を受理したものでございます。こちらにつきましては、所有者のほうで自分の敷地の横の農地につきまして農地改良で30センチ上げたいという届出が出ておまして、ちょっと総会まで待てないということで急遽三役協議を7月17日に開きまして、農地改良届出につきまして受理した内容の報告でございます。

95ページ以降につきましては、95ページ、96ページにつきましては、前月どおり、営農計画ヒアリングの資料でございます。以上でございます。

議長 　　では地元委員、内容を確認しながら、監督委員をよろしく願います。

農業委員 　はい、分かりました。

議長 　　それでは、次へ行っていいかな。
それでは、農地対策A班の報告をお願いいたします。

農業委員 　6月29日に農地対策A班の現地調査を行っております。
まず、番号1番。

【資料に基づき報告】

資材置場のようになっていて、ボートが隣の、地目は山林になってますけど、そこを含めて5艘ほどのボートが置いてありました。農地の部分には3艘置いてありました。

相続人がまだはっきりとしませんので、相続人を探して、あと貸してある方へ今後の、貸してある方が誰か確定して、今後どうするかということは聞きたいと思っております。

【資料に基づき報告】

農地にもう20年ぐらいいろんな物を置いておられます。一応7月いっぱいには撤去するというように言われておりましたけど、現在もまだ、ちょっと私の家の近くやけん見に行きましたところ、外れに重機等少し動かしてありますけど、それ以外はまだ全然進んでおりません。

3番目。

【資料に基づき報告】

現地確認という部分だけだと、ハーブは一応置いてありますけど、芝の中にハーブのちょこちょこあるぐらいで、芝を植えておいたらハーブがよく育つということですけど、ハーブのほうが負けて、芝のような感じになっておりました。人間は入れないということになっておりましたけれども、既に長椅子というようなのが五、六脚と普通の椅子も幾つか置いておりました。

4番。

【資料に基づき報告】

ここは、一応キクイモも作付してあり、ちょうど行ったときに、女性の従業員の方が2人ぐらいで作業をされておりました。

5番。

【資料に基づき報告】

ここは、2年ぐらいは手つかずじゃないかなと思っておりますので、作付の文書指導をお願いしております。

6番目も耕作放棄地の再生後の現地確認でございます。

ここもキクイモの作付がしてあって問題ないと思っております。

あと、米印にありますように、ほかにも何筆か耕作放棄地の再生地としてましたので、そういう部分、少し耕作がなされていないということで、全体的に耕作していないところは耕作してもらえるように文書を出すようにいたしております。以上です。

議 長

それでは、農政対策のほうの報告をお願いいたします。

農業委員

それでは、7月16日の農政対策委員会につきまして報告したいと思っております。

101ページに資料は載せてあります。

まず、今年の福岡の支部研修は、コロナの関係で今年は中止となりました。

それから、2番目の農地利用最適化推進委員による非農地証明ですね。状況は7月の総会で6件、今度の8月の総会で5件出ております。

10月の、今後、1年間の研修は全員参加でできるだけ出席をしていたきたいと思います。これは勉強の意味も兼ねまして来ていただきたいと思っております。そして、10月に入りまして、3番に入れてあります委

員の研修ということで、10月、前のときは農地移動適性化のあっせん事業についてを研修したいと思っておりますが、今のちょうど始まったばかりの非農地証明のことについて、10月9日の総会後の研修は非農地証明についての研修をしたいと思えます。そして12月に入ってあっせん事業についての研究をしたいと思えます。この内容は、前の総会のときから入れ替えておりますので、よろしくお願ひします。

それから、認定農業者の意見交換につきましては、まず、この18日の委員会の中では、ほかの農業者とか、ほかの団体が総会もできんような関係で、その団体あたりの意向を一応聞いてもらってから、その意向によって今後どうするかを検討したいと。大体自分たちとしましては、行く方向で説明しております。

それから、前言っておりましたアンケートの結果ですね。それは一応今集計をしております。それをマッチングできるように各校区ごとに分けてから配って、マッチングに取り組んでいただくようにしたいと思っております。

それから、広報委員会のことですが、今年度は表紙が一貴山地区の農業委員の方、よろしくお願ひしたいと思えます。「がんばっています」のほうは前原地区になっておりますので、事務局のほうにご連絡お願ひします。大体9月に入ってから取材とかしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

それでは、あとは事務局のほうからお願ひします。

事務局

議案書の103ページ、104ページですけれども、こちら認定農業者の更新分の資料を担当と、新規の分については総会に諮って意見書をつけておるんですけれども、更新分につきましてはこういう形で、毎月審査が終わった分につきましてはこういう資料を頂いておりますので、皆さん御一読いただきたいと思えます。

それではページのほう、1ページ目に戻っていただきまして、今後の予定についてでございます。

【資料に基づき報告】

今後の予定につきましては以上でございます。

10番のその他につきましては、ちょっと先ほどの農地対策A班の報告にもちょっと絡んでくるんですけれども、ちょっとこちら皆さんのほうに報告でございます。

内容としましては、農地改良の許可申請を受けた案件ですね。7月21日の農地対策A班で行ったときにつきましても、先ほど報告がありました

とおり、まだ芝が大分多かったという状況でございます。この件で7月30日が変更承認期限、いわゆる是正の期限というところで県のほうも指導してきておったところでございますけれども、その後なんです、7月29日に農林事務所の方から電話がありました。内容としては、その7月28日に現地確認を行ったという内容と、現地確認を行って、県の判断としましては、ハーブを作付する計画場所につきましては、芝はあったものの、ハーブが全面に植えてあったと、等間隔に植えてあって、その間に、隙間に芝生があるんじゃないかという見方もしておるようです。結局、このハーブの作付予定地には農地として使用しているものだと判断ができるということ、申請地北側のレストランの出入口についても、実際、現在石の柱と板をボルトでくくりつけてあって行き来ができない状況になっておるといところを踏まえまして、今の状況で農地改良の計画変更まで行った部分ですけれども、今の現在の状況で完了と判断しておりますという連絡でした。

先月の総会でも地元委員のほうから質問があつてお答えしたかと思うんですけれども、計画図どおりに施工しなさいよという指導だった。芝は計画図にないことだということも聞いておったんですけれども、結局県のほうとしては、農地改良をした後は農地として必ず活用してくれと、農地の活用があれば完了なんですよという言い方をされました。

完了の範囲なんですけど、何回も聞いたんですけれども、現在の状況でハーブの間に芝なのか、芝の間にハーブなのか分かりませんが、今の一面の状況で、ハーブがない状況であれば、それはもう農地じゃないので作付指導の対象となるということで、ハーブが植わっている以上は農地ですという見方をしております。それで、ハーブが全体の何割という考え方はないようなんですけれども、今後、ハーブが芝に負ける、ハーブが枯れて不要な芝の置き方であれば、ハーブの撤去は指導しますということでした。

議 長

芝の撤去。

事務局

今の芝とハーブが今共存している状況で、ハーブが全体的に植えてあるから農地としてみなすと。ハーブが芝に負けてしまって芝が残ってしまう状況が続くようであれば、芝の撤去は指導しますというお話でした。

今回、計画変更申請の中で芝がない部分もありますが、南側に、申請地周囲に防風林を植えますという計画でありましたが、申請地南側に防風林がないということと、計画変更承認申請の際に農地の利用計画書というものも添付されておりました。この農地の利用計画につきましては第三者、一般の方、もしくはお客が好き勝手に出入りする観光農地目的ではない転用申請なんですよという内容を出しておるといところで、今後現状維

持、今の状態を維持させるのか、例えば計画図に近づくように南側の植林といますか、防風林は可能なのかという疑問も残るんですけども、県のほうは農地の計画に近づけるようであればそう問題、手直しという考え方で問題はないだろうという発言もされておりました。

ただ、今回の転用申請地に第三者が入ることにつきましては指導はできますというところで、入ってはいかんとですよという指導は行いますということでした。

結果から簡潔に言いますと、今回、今の状態で農地改良行為は完了したという県が判断しておるといった内容の報告と、あとは県のほうも、農業委員会の意見としてこの計画変更自体非認定相当だという意見をつけておる中で、県のほうも許可をしっ放しというわけにはいきませんという発言も聞きました。定期的にというまでにはいきませんが、随時現地のほうは県のほうでも見には行きますと。ただ、農業委員会につきましても通常の活動と併せて現地を見ていただいて、そういう部分での情報提供を頂ければ助かりますというお話でした。要は、農業委員会のほうも現地を見てと、県のほうも現地に今後行って、計画どおり、いわゆる農地として活用しない部分につきましては指導していきますという内容でございました。

以上、ちょっと現在の状況で完了だという判断があったということで、この場を借りて報告させていただきます。以上でございます。

農業委員

出入口は、駐車場からの部分は閉めてあると言うばってん、抜ければすぐ抜けられるというの。

事務局

現地にあった石柱に柵を設け、ボルトで固定していました。

農業委員

椅子はまだ置いてあるかと。

事務局

県が28日に見に行ったときは、あの黒か椅子はなかった。

農業委員

椅子はなかったですか。

事務局

なかった。地元委員に聞いたらあると言うかもしれんけど、県のほうが、一応椅子の撤去は言うたんでしょもんねと言うたら、県のほうが28日に行ったときは椅子自体なかったよと。だけん、今後も置かんじゃないですかとは県も言っていました。

農業委員

私が最初に見たときには椅子は目につかんかった、そのときは。今から先も気をつけて見ますけど、またそのハーブというのも、今言われた絶対芝生が勝つと思うし、やっぱりそこいらを見ておってやっぱり報告したほ

うがいいです。ひよっとすれば椅子ばまた、ほとぼりの冷めたら持つてくるかもしれんし。そういうとば見たら事務局のほうに報告すればよかたでしょう。

事務局

そうですね。県のほうも見に行きますけど、そういう情報をいただきたい。また、農振農用地の農地ということで、農地の活用指導をしていきますということでしたので、地元委員からの情報もうちが聞くし、また農地対策等で見に行った情報も県に伝えていきたいと。その中で県の指導をお願いしたいと考えております。

農業委員

それに併せて、駐車場もあそこは農地ですから、その是正というか、転用の部分をちゃんとやってもらうようにお願いします。

農業委員

その防風林というのは県が許可するものなんですか。

事務局

こちら、また県庁を含めて確認して連絡しますということでした。結局、今が計画図どおりに完了はしていないけど、もう完了という見方をしておるという中で、芝生の関係もあります。防風林が手に入ったら植えていいですかと、現状維持で完了じゃないとですかという聞き方をしたんですけども、防風林を南側にも植える計画だから、それを勝手に植えてしまったら、また地元のほうも勝手にその転用許可を取らんで植えよつかいなどという誤解も生じるからいいんですかと、届出を出させないかんじゃないですかと言ったんですけど、手直しの範囲やけんいいとは思いますが、そういう地元の関連も出てくるから、ちょっと確認してから連絡しますと。基本的には今の状態が完了だという見方をしているので、今後変わるようであれば何らかの指導とか手続は必要になってくる案件だということでお伝えしました。

議長

ということで、今の時点で完了だというふうに県は認めたということですので。

事務局

ちょっと防風林を南側に植えるとは、ちょっと回答を延ばしていましたが、そこまでちょっと確認できていない、防風林だけは確認できていません。

議長

ということです。

農業委員

でも、大体完了と県は……。

議長　　そうです、あと防風林だけを植えていいのかどうなのか、そこが検討中だと。

農業委員　防風林も改良計画で何回目か出たもんね、もう3回か4回。それで、改良改良改良でどれが原型やったか今ちょっと忘れてしまったぐらいあるけど、防風林も中に入っておったけど、県としても、もうハーブをちょこっと植えれば大体よからうというところで完了の目安としてあるのじゃないね。

議長　　ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議長　　なかつたら終わりたいと思いますが。

事務局　　それでは、閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長　　今日も審議、誠にありがとうございます。まだコロナも増えてきておりますので、皆さん気をつけてから今後も頑張ってくださいと思います。

これをもちまして、第18回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。御苦労さまでした。

令和2年8月7日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

9 番 三 苫 幹 治

14番 松 尾 幸 子